

2. 沿革

運輸省（現国土交通省）は、年々増大する航空需要を背景に、国際線の主力空港である羽田空港が昭和45年頃には限界に達すると予測し、昭和30年代からその対応策を検討してきましたが、昭和38年12月11日、航空審議会は新空港の候補地として「千葉県富里村（現富里町）付近が最も適当」とする報告を取り纏め、運輸大臣に答申、その後政府における種々の検討を踏まえて、昭和40年11月18日の関係閣僚懇談会で新空港の位置が富里に内定しました。富里内定を機に、同地区における反対運動が激化するなかで、関係閣僚懇談会を「臨時新東京国際空港閣僚協議会」に改組し、位置決定にあたっての諸対策が検討されることになりました。

政府は、千葉県と更に協議、検討を続けた結果、新空港を成田市三里塚とすることとし、昭和41年7月4日、「新東京国際空港の位置及び規模について」閣議決定しました。

ところで、従来、わが国では、国際空港の設置及び管理については国の直轄事業として行ってきましたが、次の理由から新空港はその建設から維持及び管理までを新東京国際空港公団が行うこととし、昭和40年6月1日、新東京国際空港公団法が成立、翌41年7月30日に新東京国際空港公団が設立されました。

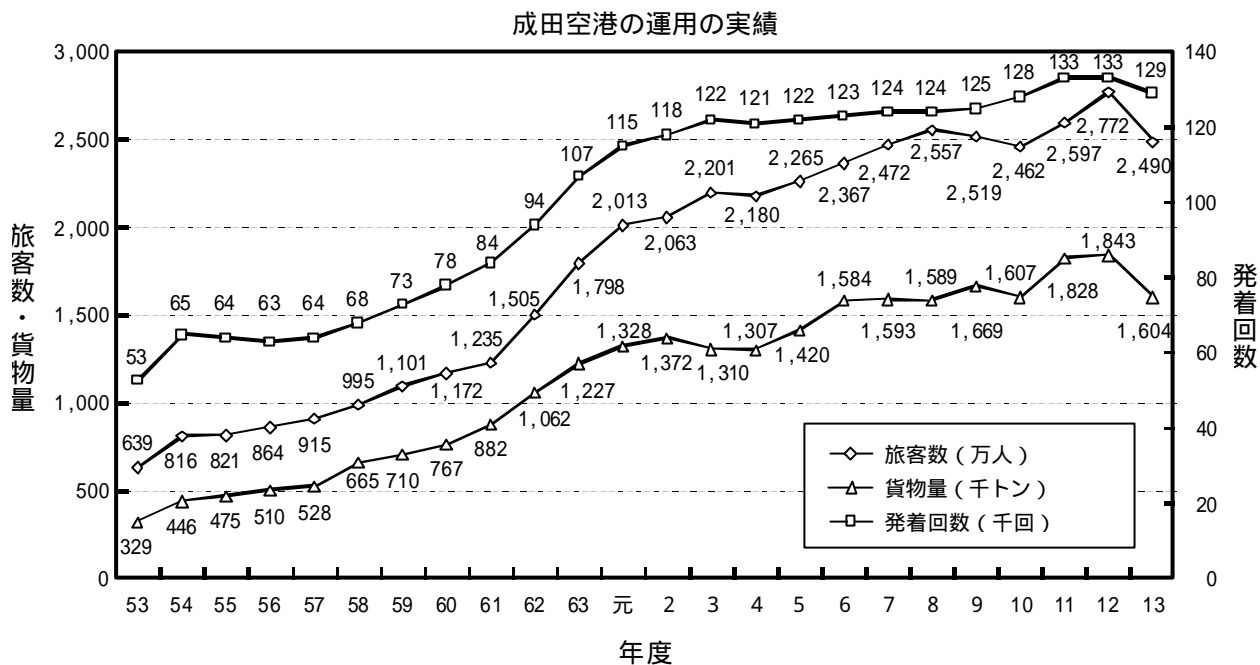
- (1) 新空港の建設には膨大な資金を必要とすることから、事業資金の一部を民間から調達する必要があること
- (2) 組織、人事、経理面で弾力性を持つ必要があること
- (3) 独立採算制により効率的な運営を行う必要があること

新東京国際空港公団の設立から今日に至るまでの主な経緯は、次のとおりです。

昭和41年7月	新東京国際空港公団（N A A）発足、事務所を東京都港区に置く
12月	運輸大臣は、当公団に対し成田空港工事基本計画を指示
昭和44年12月	建設省、土地収用法に基づく事業認定
昭和46年2月	土地収用の第一次代執行
9月	土地収用の第二次代執行
昭和53年3月	過激派による管制塔の占拠・破壊（開港延期）
5月	新東京国際空港開港
昭和58年8月	航空燃料のパイプラインによる供給開始
昭和61年11月	第二期工事に着手
昭和63年3月	航空旅客1億人達成
平成4年12月	第2旅客ターミナルビル（第2PTB）供用開始
平成5年2月	航空旅客2億人達成
平成8年7月	本社を新東京国際空港内に移転
平成9年4月	航空旅客3億人達成
平成11年12月	平行滑走路に関する工事実施計画の変更認可、暫定平行滑走路の工事着手
平成13年2月	航空旅客4億人達成
平成13年5月	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（騒特法）に基づく都市計画決定
平成14年4月	暫定平行滑走路供用開始

(参考)1 成田空港の運用実績の推移

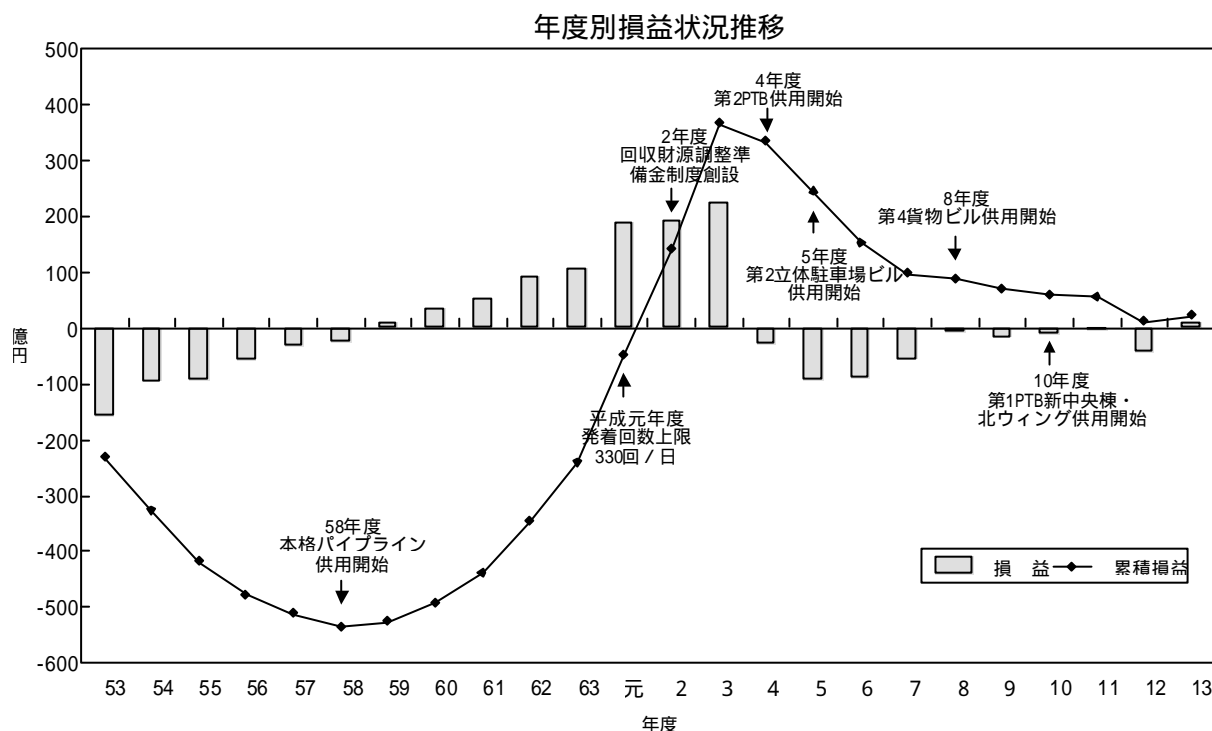
成田空港には、平成14年4月18日暫定平行滑走路供用開始に伴い、平成14年7月末現在では38カ国2地域64社の航空機が乗入れています。



(参考) 2 損益状況の推移

当公団は、開港当初は償却費や業務管理費（空港の維持管理・運営のための費用）の負担から赤字を計上しましたが、取扱旅客及び貨物の順調な伸びに支えられ、昭和59年度には初めて単年度黒字を計上、その後も順調に推移し、平成3年度には単年度22,498百万円の黒字を計上するに至りました。しかし、平成4年12月の第2旅客ターミナルビルの供用開始を契機に、償却負担等から再び赤字に転落し、平成12年度まで9年連続実質赤字決算となりました。

平成13年度決算においては、米国同時多発テロの影響により業務収入が落ち込んだものの、支払利息、特別損失などの費用が前年度に比して大きく減少したことにより、平成3年度以来10年ぶりに987百万円の黒字を計上いたしました。



[「年度別損益状況推移」グラフの説明]

1 損益：平成元年度以前は、損益計算書における当期利益または当期損失額。

平成2年度以降については、損益計算書における回収財源調整準備金繰入または回収財源調整準備金戻入額。

(平成2年度の回収財源調整準備金制度の創設により、収益と費用の差額(業務収入、受託業務収入、業務外収入及び特別利益の合計額 - 業務費、受託業務費、一般管理費、業務外費用及び特別損失の合計額)は、回収財源調整準備金繰入または回収財源調整準備金戻入額として処理されることとなったため、損益計算書上のいずれかの金額が実質的な当期損益となります。)

2 累積損益：平成元年度以前は、貸借対照表における繰越欠損金と同額。

平成2年度以降は、貸借対照表における回収財源調整準備金から繰越欠損金を控除した金額。

(平成2年度の回収財源調整準備金制度創設により、前年度の繰越欠損金5,088百万円を繰越したままとなっております。回収財源調整準備金の詳細については、P.11をご参照下さい。)